

尾道市と松江市が姉妹都市に

2月5日、尾道市は島根県松江市と姉妹都市の提携をしました。

重要文化財の松江城や雄大な日本海、美しい中海・宍道湖。松江市は、豊かな自然と城下町の歴史文化を受け継ぐ、山陰の中核都市です。

平成26年度(予定)には「中国横断自動車道尾道松江線」が全線開通し、約2時間30分で松江市と結ばれることから、今後は、産業や芸術文化、スポーツなど、幅広い分野での交流を進めていきます。

■松江市

松江城を中心として堀川、宍道湖、中海などに抱かれた「水の都」。江戸時代から続く歴史や文化、伝統を受け継ぎ、城下町の風情を色濃く残す国際文化観光都市です。



宍道湖の夕日

松江ってどんなところ？尾道との共通点は？

クイズ形式で松江をご紹介します。正解は右頁にあります。

Q1 尾道市と松江市に共通する「市の木」は

- ① 杉 ② 桜 ③ 梅

Q2 中国横断自動車道尾道松江線の全線開通による移動時間の短縮は

- ① 約30分 ② 約50分 ③ 約1時間20分

Q3 松江市出身で尾道の力士に弟子入りして第12代横綱になった力士は

- ① じんまくきゅうごろう 陣幕久五郎 ② 貴乃花 ③ 双葉山

Q4 松江市で昨年11月にユネスコ無形文化遺産に登録されたのは

- ① さだしんのう 佐陀神能 ② みぶ はなだうえ 壬生の花田植 ③ みなと祭

Q5 松江市の人口は

- ① 約11万人 ② 約21万人 ③ 約31万人

Q6 山陰で「あご」と呼ばれる魚は

- ① トビウオ ② タイ ③ サンマ

Q7 松江市のシンボルは

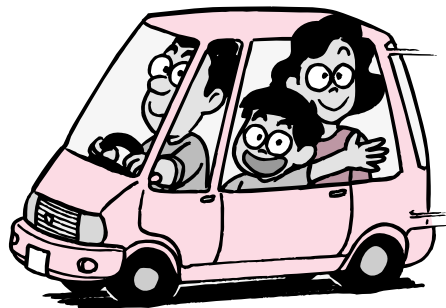
- ① 山陰城 ② 島根城 ③ 松江城

Q8 夏に宍道湖畔で開催される祭りは

- ① 松江山郷祭 ② 松江水郷祭 ③ 松江海郷祭

Q9 出雲弁で「だんだん」の意味は

- ① ごめんなさい ② こんにちは ③ ありがとう



Q1

答えは②。「桜」

尾道市の千光寺公園と松江市の松江城山公園は、ともに「さくら名所100選」に選ばれている桜の名所です。



Q2

答えは③。「約1時間20分」

平成26年度に全線開通予定。

開通後は、約2時間30分で松江市へ！

尾道市

国道184号線～国道54号線経由

約3時間50分

松江市

尾道松江線経由

約2時間30分

約1時間20分短縮

Q3

答えは①。「陣幕久五郎」

陣幕久五郎の縁で、平成6年、東出雲町(平成23年8月1日に松江市と合併)と産業文化友好交流都市となり、さまざまな交流を行ってきました。

Q4

答えは①。「佐陀神能」

佐陀神能は、佐太神社で演じられる神楽です。(②は同時期に登録された広島県北広島町の行事です。)



佐陀神能

Q5

答えは②。「約21万人」

208,613人(平成22年国勢調査)。

尾道市は、145,202人です。



青石畳通り



宍道湖七珍



日本三大船神事の一つ「ホーランエンヤ」

Q6

答えは①。「トビウオ」

あごを使用したかまぼこ「あご野焼き」が名物です。その他、「出雲そば」「宍道湖産のしじみ」「和菓子」「ほし柿」などが有名です。



あご野焼き



出雲そば



しじみ

Q7

答えは③。「松江城」

堀尾吉晴により建設が始まり、慶長16年(1611)に松江城と城下町が完成。昨年、築城400年を迎えました。



松江城

Q8

答えは②。「松江水郷祭」

宍道湖での湖上花火大会などさまざまなイベントが行われる、松江最大の夏祭りです。



松江水郷祭

Q9

答えは③。「ありがとう」

今年は2月29日(水)まで、松江市内の飲食店で地産食材を活かした料理など、松江の食を楽しむ「まつえ暖談(だんだん)食フェスタ」が開催されています。



環境観光と医療で

地域活性化総合特別区域に指定されました

平成23年12月22日に、尾道市が区域に含まれる「環境観光モデル都市づくり推進特区」「尾道地域医療連携推進特区」の2件が、地域活性化総合特別区域に指定されました。

総合特別区域とは

複数の規制の特例措置に加え、税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に実施し、地域の活性化を図るものです。区域指定後は国と地方の協議会において、規制の特例措置、財政上の支援措置等について、関係機関により協議を行っていきます。



環境観光モデル都市づくり推進特区

環境観光をコンセプトに尾道地域を含めた新たな地域振興モデルの構築を目指します。

常石地域を中心に、工場に設置した太陽光パネルで発電した再生可能エネルギーを、電気自動車への充電や、夜間の家庭用電力として利用。また、船舶で発電した電力を、大規模災害等による電力喪失時に非常用電源として利用する等、エネルギー利用の高度化に取り組みます。

尾道地域医療連携推進特区

高齢者が地域で安心して暮らし続けることができるような医療・介護サービスが提供できる体制を目指します。

尾道地域を中心に、病院・介護機関等の中で情報通信技術を活用して、患者の医療・介護情報を共有し、通信機器を用いた対面によらない診療や服薬指導、薬剤師以外の薬剤の搬送を可能とする取り組みを行います。

詳しくは、ホームページに概要・申請書等が公表されていますのでご覧ください。

○広島県総合特区プロジェクト・チーム ☎<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/145/sougoutokku-shinsei1-h23.html>

○総合特別区域推進本部 ☎<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/sinsei/dai1/111014ichiran.pdf>

☎政策企画課政策企画係(☎0848-25-7316)

土・日・祝日に市役所で 転入・転出の手続きができます

仕事等で平日に住所変更手続等が困難な人は、ぜひご利用ください。

日時 **3月20日(祝)、4月1日(日)・7日(土)・8日(日)**
8:30~17:15

場所 本庁市民課、因島総合支所市民生活課

- 業務
- ◆住民異動届(転入・転出・転居・世帯主変更等)
 - ◆証明書等(住民票、印鑑登録・印鑑証明書、戸籍証明書、身分証明書等、※外国人登録原票記載事項証明書)
 - ◆戸籍届(戸籍の届書は受付しますが、後日審査となる場合があります。)
 - ◆旅券受けとり(旅券の申請はできません。)
 - ◆住民基本台帳カード申請・受けとり

◆住居表示申請(本庁市民課のみの取り扱いとなります。)

◆臨時運行許可申請 ◆県証紙販売

◆埋火葬許可申請(死亡届時に許可証をお渡しします。)

※「外国人登録原票記載事項証明書」は、証明の内容によっては対応できない場合があります。

◇他機関との連絡が必要な手続や、戸籍届出後の戸籍証明、外国人登録事務、住民基本台帳カードの即時発行、電子証明書等、取り扱いができないものがあります。

◇住民異動届に伴う年金・国民健康保険等関係課の手続きは、後日お願いします。

不明な点は事前にお問い合わせください。

☎市民課(☎0848-25-7102)

因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)

在宅で介護している皆さんへ ～家族介護者慰労事業～

在宅で介護している家族に対して、家族介護者慰労金10万円を支給(各年度において1回)します。

該当する場合は、お問い合わせください。

対象 次の条件すべてを満たす介護者(家族)

- ①市内に住所を有し、市民税非課税世帯である
- ②介護保険の要介護4か5の認定を受けた高齢者を、

現に在宅で介護している同居の家族である

③要介護者が施設入所せず、過去1年間介護保険サービス(1週間程度の短期入所「ショートステイ」の利用を除く)を利用せず、概ね3カ月以上の長期入院をしていない

☎高齢者福祉課(☎0848-25-7137)

議会だより

12月定例市議会

平成23年の第7回定例会は、12月9日から20日までの12日間にわたり開会しました。

開会初日には、閉会中の継続審査となっていた平成22年度決算18議案の審議が行われました。決算特別委員長はすべての会計決算について認定とする審査報告をし、討論、採決の結果、全会計決算を認定しました。

市長からは、9件の報告のほか平成23年度尾道市一般会計補正予算(第4号)など38議案が提出され、議案については各常任委員会に付託しました。

13日、14日の両日には各会派を代表した議員による一般質問を行い、市政全般にわたる諸問題について市当局の考えをたどりました。

15日、16日は各常任委員会を開会し、付託された議案の審査を行い、委員からは様々な質疑及び要望、意見等が出され、市当局から答弁がありました。各常任委員会とも付託された全議案を原案のとおり可決しました。

最終日の20日には、市長から3件の人事議案が提出され、審査の結果、3議案とも同意しました。その後、各常任委員会の委員長報告が行われ、各会派の討論、採決の結果、市長提出38議案はすべて原案のとおり可決しました。

また、今回提出された請願1件については採択となり、議員からは、意見書案5件を含む建議案6件が提案され、可決後、意見書については、関係行政庁及び国会に送付しました。

■議会の動き

- 12月9日 議会運営委員会
本会議(開会)
会期決定、決算議決(委員長報告・討論・採決)、補正予算等提案(説明・質疑)
議会改革特別委員会
- 12月13日 本会議 一般質問
- 12月14日 本会議 一般質問
議会改革特別委員会
- 12月15日 総務委員会
補正予算等審査(質疑・討論・採決)
民生委員会
補正予算等審査(質疑・討論・採決)
- 12月16日 文教委員会
補正予算等審査(質疑・討論・採決)
産業建設委員会
補正予算等審査(質疑・討論・採決)
議会運営委員会
- 12月20日 議会運営委員会
本会議(閉会)
補正予算等議決(委員長報告・討論・採決)
議会改革特別委員会

■上程議案

●補正予算

◇一般会計補正予算(第4号)

9億6,400万円を追加し、歳入歳出予算総額を561億1,374万6,000円とするもので、主なものは、福祉関係では、障害者自立支援給付費、生活保護扶助費、児童扶養手当給付費の追加、子ども手当給付費の減額、認定農業者育成支援事業補助金の追加、イノシシによる農業被害対策のための委託料や港湾整備に係る県工事負担金の追加によるものです。また、教育関係では、小学校1校、中学校1校の耐震改修工事の追加や、小中学校の修繕料の追加のほか、幼稚園就園奨励費、小中学校の就学援助費などの追加によるもので

す。この他、松江市との姉妹都市盟約締結の関連経費や、東日本大震災による消防団員の公務災害補償を賄うための負担金、前年度の決算剰余金の一部及び瀬戸田町奨学金貸付基金繰入金相当額を財政調整基金へ積み立てるための積立金などの追加によるものです。また、債務負担行為として、仮称向島認定こども園建設事業の変更による追加をするものです。

◇港湾事業特別会計補正予算(第3号)

1,291万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を1億7,995万9,000円とするもので、前年度繰越金の半分を県へ納付し、残り半分を一般会計へ繰り入れるとともに、修繕料の追加によるものです。

◇国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

3,848万円を追加し、歳入歳出予算総額を165億7,203万7,000円とするもので、人間ドック受診委託料を追加するとともに、前年度繰越金の一部を財政調整基金に積み立てるなどの追加によるものです。

◇介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

保険事業勘定に541万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を142億8,090万2,000円とするもので、保険事業勘定については、前年度繰越金の一部を介護給付準備金に積み立てるなどの追加によるものです。また、介護サービス事業勘定については、歳出の組み替えを行うもので、予算総額に変更はないものです。

◇後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

2,952万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を19億3,845万9,000円とするもので、前年度繰越金を保険料等納付金として広島県後期高齢者医療広域連合に負担するための追加によるものです。

◇一般会計補正予算(第5号)／港湾

事業特別会計補正予算(第4号)／国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)／夜間救急診療所事業特別会計補正予算(第1号)／公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)／介護保険事業特別会計補正予算(第4号)／尾道大学事業特別会計補正予算(第3号)／特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)／渡船事業特別会計補正予算(第2号)／後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)

職員給与費について、条例改正による減額や年間の見込み額の変更により、増減調整をするものです。

●条例改正

◇尾道市手数料条例

介護保険事業者の指定申請及び指定更新申請に係る手数料の額を定めるための条例改正です。

◇尾道市火災予防条例

スプリンクラー設備の設置基準の合理化を図るため、当該設備のヘッドの有効散水半径を改めるための条例改正です。

◇尾道市立いきいきサロン設置及び管理条例
いきいきサロン簡湯の設置に伴う条例改正です。

◇尾道市放課後児童クラブ条例

児童の健全育成上必要な場合は、第4学年に在学する児童についても、放課後児童クラブの利用対象児童とすることができることとするための条例改正です。

◇尾道市職員給与条例

人事院の給与勧告に伴い、一般職職員の給料月額を改定するとともに、公立大学法人尾道市立大学の設立に伴い教育職給料表を廃止するため、及び55歳を超える職員に対する給与について当分の間その一定割合を減ずることとするための条例改正です。

●条例制定

◇公立大学法人尾道市立大学に係る重要な財産を定める条例

地方独立行政法人法の規定に基づき、公立大学法人尾道市立大学が譲渡し、又は担保に供しようとするときに市長の認可を受けなければならない重要な財産を定めるための条例制定です。

◇公立大学法人尾道市立大学への職員の引継ぎに関する条例

地方独立行政法人法の規定に基づき、公立大学法人尾道市立大学へ職員を引き継ぐ内部組織を定めるための条例制定です。

●条例廃止

◇尾道市養護老人ホーム設置及び管理条例を廃止する条例

養護老人ホーム(寿楽園)の民営化に伴い、同ホームを廃止するためのものです。

◇尾道市因島地区修学資金貸付条例を廃止する条例

因島地区修学資金貸付事業を廃止するためのものです。

◇尾道市瀬戸田町奨学金貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

瀬戸田町奨学金貸付基金及び貸付事業を廃止するためのものです。

●条例改正及び廃止

◇公立大学法人尾道市立大学の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

地方独立行政法人法の規定に基づき、尾道大学の設置及び管理を行う公立大学法人尾道市立大学を設立することに伴い、関係条例を整備するための条例改正及び条例廃止です。

●その他の議案

◇姉妹都市盟約の締結について

尾道市と松江市との間において、産業、芸術文化、スポーツなど幅広い分野における交流を進め、相互の友好と親善を深めるとともに、両市の発展を念願し、姉妹都市の盟約を締結するものです。

◇市道路線の認定について

古新開線

因島田熊町地内の宅地造成に伴い、寄附を受けた道路を市道認定するものです。

◇市道路線の認定について

高須106号線

高須町地内の宅地造成に伴い、寄附を受けた道路を市道認定するものです。

◇市道路線の認定について

有井6号線

向島町地内の宅地造成に伴い寄附を受けた道路を市道認定するものです。

◇市道路線の変更について

山波56号線、山波57号線

山波45号線道路改良工事に伴い、路線の起点及び終点に異動が生じるため、路線を変更するものです。

◇市道路線の廃止について

山波42号線

山波45号線道路改良工事に伴い、原形を失った市道路線を廃止するものです。

◇工事請負契約の締結について

(仮称)向島認定こども園建設工事に係る工事請負契約を締結するものです。

◇財産の無償譲渡について

平成24年4月1日から寿楽園の設置運営主体となる社会福祉法人新生福祉会に、同園の建物等を無償で譲渡するものです。

◇財産の無償貸付けについて

平成24年4月1日から寿楽園の設置運営主体となる社会福祉法人新生福祉会に、同園の土地を無償貸与するものです。

◇公の施設の指定管理者の指定について

いきいきサロン簡湯について、指定管理者を指定するものです。

◇権利の放棄について

修学のために貸し付けた修学資金について、奨学生が死亡したため、当該修学資金の返還請求権を放棄するものです。

◇公立大学法人尾道市立大学に承継させる権利を定めることについて

地方独立行政法人法の規定に基づき、尾道市立大学の設置及び管理を行う公立大学法人尾道市立大学を設立することに伴い、大学事業を承継する法人に対し、承継させる権利を定めるものです。

●報告

◇専決処分報告(7件)

◇専決処分報告及び承認(2件)

●議員提出議案

◇尾道市議会会議規則案

議会だより編集委員会を協議又は調整を行うための場として位置づけるための規則改正です。

●人事議案

◇公平委員会の委員の選任(1件)

村上 誠さん(栗原西二丁目)

◇人権擁護委員の候補者の推薦(2件)

後藤公己さん(因島原町)

榎原千秋さん(因島大浜町)

■一般質問(主な内容)

○子育て世帯の新たな負担について

Q 年少扶養控除廃止に伴い、所得に応じて支払う国民健康保険料・介護保険料・保育料などの料金に影響はないか。

A 医療・福祉等の各種制度については、国・県から「年少扶養控除廃止の影響を遮断する対応について」という通知が出されており、影響は生じないよう対応していくこととされている。この通知により、保育料については、新たな負担はない。また、国民健康保険料や介護保険料などの料金算定には、扶養控除前の所得額を使っており、影響はない。

○産業団地の開発計画について

Q 現段階での新たな団地造成の適地及びその可能性はあるのか。また、通常規模の大きな団地ではなく、進出企業の希望に合えば、小規模の分譲団地も検討してはどうか。

A 平成19年及び平成20年度に産業団地適地調査事業を実施している。調査過程では、市内全域を対象として、10haに満たない小規模産業団地の造成の可能性も含めて検討している。最終的に、分譲効率も良く、産業団地として検討に値すると思われる候補地について、概算事業費等を算出した。結果としては、可能と思われる処分価格を大きく上回る事業費が想定されている。しかし、地域経済を取り巻く環境は厳しく、先行きは依然不透明であり、雇用の場の確保の取り組みは、重要であると考えている。また、本市への企業進出は、引き続き期待できると思われるので、今後とも、新たな産業団地の造成を広島県に要望するとともに、企業等の所有する遊休地やその活用方法の情報収集を行うことにより、企業立地の促進に努めていく。

○職員の意識改革について

Q 市長の意識改革への意欲が職員にどの程度浸透しているか。

A これからの公務員には、政策立案能力や法務能力の向上はもちろん、市民目線に立ち、果敢に課題に向かう力が求められている。これからも、私自身のまちづくりへのビジョンと熱意を管理職はもとより、すべての職員と共有していく努力を続けていきたいと思う。本市の「人材育成基本方針」においても、変化に迅速かつ柔軟に対応しチャレンジ精神旺盛な人材を、求められる「職員像」として挙げている。また、職場での職員の育成を、管理職の重要な責務として位置づけ、様々な管理職研修を実施してきている。本年度においては、平素の業務の中で職員を育成する手法を学ぶ「OJT活性化研修」を実施したところである。

○尾道市東京事務所について

Q 尾道市東京事務所の主たる業務は何か。

A 産業部の所掌事務を分掌し、尾道地域企業の首都圏での活動の支援や産業支援のためのネットワークの構築、また、首都圏での情報収集や配信などを目的に設置している。

Q 維持費を全額市で賄うことの必要性はあるのか。

A これまで、東京事務所は、首都圏での本市の企業等の活動拠点、観光・文化・特産品などの情報発信拠点、尾道ゆかりの方々のネットワークの構築

拠点など、幅広く活用され、昨年度の利用者は、1,100人を超え、年々増加傾向にある。今後も、より多くの方に、拠点として気軽に利用してもらうため、利用者負担については現在のところ考えていない。

○「障害者保健福祉計画」について

Q 「第2次障害者保健福祉計画」終盤において、顕著にあらわれている主な課題は何か。

A 島嶼部での療育施設不足やヘルパー不足など、サービス提供体制が十分ではないと認識している。

○松江市との姉妹都市盟約について

Q 松江市との姉妹都市盟約に向けての市長の思いは。

A 平成26年度に中国横断自動車道尾道松江線の全線開通により、一層強固に結ばれることとなる瀬戸内と山陰の基点都市間での盟約締結であり、意義深いものだと考えている。経済・文化・スポーツ等の幅広い分野での住民主体の交流を深めていきたい。この12月定例会において、締結へ向けての議案が承認されたら、平成24年2月初旬に松江市で調印の運びとしている。今後は、お互いに大きな祭り行事での交流をはじめ、定期的な意見交換の場の設置など松江市と相談していきたい。既に、お互いの経済団体等では、具体的な連携や交流に向けて考えを持っていると伺い、期待しているところである。

○小学校の統合案について

Q 当初の因南学園構想の「幼小中の連携」は、今次統合案ではどう考えるのか。

A 因南学園構想の柱であった「幼小中の連携」については、尾道教育総合推進計画にも示した市内の幼保小中の連携を基にした尾道15年教育の推進を、因島南地区内の小学校統合に当たっての重要な要素としている。

○洋らんセンター、フラワーセンター及びシトラスパークについて

Q 洋らんセンター、フラワーセンター及びシトラスパークの入場者数の傾向はどうか。

A しまなみ海道開通時の平成11年度と平成22年度を比較すると、洋らんセンターは18万人から4万3千人、フラワーセンターは32万人から3万4千人、シトラスパークは55万2千人から4万8千人へと、いずれの入場者数も大きく減少している。

Q 各施設の今後の運営方針はどうか。

A 洋らんセンターは、昨年度の事務事業見直しにより、観光機能を廃止し、洋らん生産を中心とする農業振興機能を存続させ、公園等は、地域交流

施設として継続し、指定管理者制度により運営を行っている。また、フラワーセンターとシトラスパークは、現在入り込み客数の動向や施設の利用状況、維持管理費などを精査しており、洋らんセンターを含むこれら施設のあり方が整合するよう、管理運営の方向性について、県と協議を進めている。



フラワーセンター

○高齢者福祉について

Q 老老介護で介護している高齢者に、報奨金を「ご苦労さん」という意味で尾道市も出すべきと思うが、市長の見解は。

A 現在、本市では、過去1年間介護サービスを受けず、長期の入院もしなかった重度の要介護者を、在宅で介護している市民税非課税世帯に対して家族介護慰労金として10万円を支給している。また、このほかにも「家族やすらぎ支援事業」、「認知症サポーター養成事業」や「家族介護用品購入助成券交付事業」を推進し、家族介護の支援に努めている。従って、ご提案の報奨金の支給については、現在、考えていない。

○第5次行政改革について

Q 市長の第5次行政改革にかける決意は。

A 本市が将来にわたって持続可能な行政運営を行っていくためには、最も重要な取り組みであると考えており、着実・堅実に取り組んでいきたい。

Q 民間に委託できると思われる具体的な業務は。

A 民間活力を活用することにより、効率的かつ効果的に市民サービスが提供できる分野については、行政が担う責任を明確にした上で、信頼性、サービス水準の維持向上及び費用対効果を検討し、積極的に進めていきたい。このため、すべての事業を対象に総点検を行い、平成21年度から一つ一つ事務事業評価を行っており、今年度から千光寺山索道事業の民間委託を行い、来年度には寿楽園の民間譲渡を行う予定としている。引き続き、関係者の理解を得ながら、取り組んでいく。

○町内会の支援窓口設置について

Q 町内会の課題を解決するため、町内会支援センターを設置してはどうか。

A 少子高齢化や役員のなり手不足か

ら町内会運営が困難になりつつある地域もあると認識しており、こうした地域課題の解決に向けた取り組みが必要であると考えている。このため、今年度策定を予定している「尾道市協働のまちづくり行動計画」の中で、町内会の事務作業の軽減を図るため、行政の担当窓口などをまとめた町内会向けの手引書の作成を重点項目の一つとして検討している。町内会の支援窓口の設置を含め、今後とも協働のまちづくりを進めていく中で、町内会の支援方策について検討していく。

○介護保険制度について

Q 第5期計画で特別養護老人ホームのベッドを242床増やすことにした要因は何か。また、この増床で待機者の解消はどの程度進むと考えているか。

A 本市では、高齢者がたとえ要介護状態になっても、住み慣れた地域で暮らせることを基本に計画を策定している。そうした中で、在宅の要介護4及び5の待機者は増加する見込みのため、介護保険事業計画運営委員会において、第5期中の増加見込みと第6期の前倒し分を加えて算出した。これにより、在宅で要介護4及び5の待機者は大きく減少するものと思っている。

○歴史文化基本構想及び文化財保存活用計画について

Q 文化財と文化資源の保存・活用の具体化にあたって、組織の位置づけ、スタッフの数、予算規模等を抜本的に見直すことも視野に入れて取り組もうとしているのか。

A 平成20年度から3年間にわたり、文化庁からの委託事業である「文化財総合的把握モデル事業」を実施し、策定したものである。この構想及び計画の目的は、様々な文化財を適切に把握するとともに、計画的に保存・活用することにより、多様な地域文化の継承と魅力を増進させていくことであり、本市のまちづくりの基軸になるものと考えている。計画期間はおおむね10年間としており、文化財保存修理事業や文化財愛護少年団事業のように継続・拡充するものや、歴史文化資源市民登録制度事業のように新規事業として検討するもの、さらに、事業を進めていく上で、関係団体との協力体制について示している。特に、今年度からは、まちづくり推進課と文化振興課を中心とし、庁内の複数の関係部署や関係団体の皆さんとも連携を図りながら、本計画の主要な事業の一つである「歴史的風致維持向上計画」の策定に向けて取り組んでいるところである。

○社会基盤老朽化への備えについて

Q 市内の公共施設で50年以上が経過